

公務員の給与決定の仕組み

1 給与の内訳

給料・・・ 正規の勤務時間に対する労働の対価であり、給与の基本をなす。
職務の級により、定められた給料表により決定される。(職務給の原則)

手当・・・ 生活実態や勤務の特殊性、その実績等によって支給され、給料の補充をする。

2 給与決定の三原則(地方公務員法第24条規定)

職務給の原則(第1項)

均衡の原則(第3項・第5項)

条例主義の原則(第6項)

<地方公務員法より抜粋>

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当っては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

なお、市長、副市長をはじめとする常勤特別職は、直接的には地方公務員法24条の適用を受けるものではないが、この三原則の考え方に準じるものとしている。

3 公務員の給与が決定する仕組み

労働基本権の相違点

	一般的な労働者	地方公務員
団結権		
団体交渉権		
争議権		×

一般的な労働者と地方公務員との相違点

	一般的な労働者	地方公務員
給与の変動要素	企業の業績等	民間企業の賃金水準 (均衡の原則)
給与の決定要素	労使交渉等	議会 (条例主義の原則)

人事院勧告制度

公務員は、団体交渉権や争議権などの労働基本権が制限されており、労使交渉で給与を決定できないために、それらの代償措置として、公務員の利益を守る役割を担う制度。

人事院は毎年8月頃に、民間企業に勤める労働者と一般職の国家公務員の給与水準を比較検討して、双方の給与水準の格差をなくすことを目標に、給与の改定を内閣と国会に提出(勧告)する。

地方公共団体においては、給与条例の改正提案が議会に対してなされるが、いずれの場合も人事院勧告に倣うことが多く、事実上、公務員の給与水準を決める役割をすることになる。

4 特別職の給与決定について

以下の通知に基づき、特別職報酬等審議会の諮問を行っている。

昭和 39 年 5 月 28 日 自治給第 208 号 各都道府県知事宛 自治事務次官通知
最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。
なお、管下各市(特別区含む。)については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、ま

た町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

- 1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の付属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）設置するものとする。
 - 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとする時は、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。
- なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続きによる措置することが適当であること。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

以上

このように、給料月額については、特別職報酬等審議会での諮問を要するが、期末手当及び退職手当については規定されていない。

給料及び報酬

平成3年までの尼崎市特別職報酬等審議会においては、市長、助役及び議員の給料及び報酬等は、民間の給与水準動向を反映させる指標として、人勤による給与改定率を乗じて決定する手法を執っていた。

また、その基礎となる報酬水準も、昭和40年代の高度成長期に本市の人口が55万人以上に達していた時期にあっては、近隣政令指定都市（大阪・神戸・京都）等との比較も視野に入れた水準であった。

しかしながら、現在の本市の都市規模や財政状況における類似団体と比較した場合においては、均衡を逸する給与水準となっていたことから、平成18年度に特別職報酬等審議会に諮問を行い、平成20年度より、マイナス改定を実施した。

期末手当

期末手当の算定式については、特別職報酬等審議会の諮問を経ずに、『一般職の期末手当と勤勉手当の率を合算した支給率』若しくは『国の特別職の支給率』に準じて年度ごとに条例改正する手法を執る自治体が大多数である。尼崎市においては、平成19年度の特別職報酬等審議会答申により、『国の特別職の支給率』によることを原則とした。

退職手当

退職手当の算定式については、さらに各自治体での独自判断が反映される結果となっている。期末手当の算定式と比較して、年度ごとに大きく変動する要素が少ないのが特徴である。

以上